桶川市青少年相談員委嘱要綱

(目的)

第1条 地域社会において、友情精神をもって青少年に接してその相談相 手となり、助言指導を行い、かつ、青少年健全育成事業に協力し、青少 年の健全な育成を期するため、桶川市青少年相談員(以下「相談員」と いう。)を置く。

(委嘱)

- 第2条 教育長は、次の者を相談員に委嘱する。
 - (1) 桶川市の推薦に基づき、埼玉県青少年相談員に委嘱された者を相談 員にあて、これを委嘱する。
 - (2) 桶川市の埼玉県青少年相談員の推薦に基づき、桶川市青少年健全育 成市民会議に、次に掲げる推薦基準をもとに意見を求め、適任者を決 定し、これを委嘱する。
 - ア 18歳以上39歳以下の者(高校生を除く)であること。
 - イ 青少年の実施指導に熱意を有し、活動力のある者であること。
 - ウ 青少年の心理を理解し、その相談に応ずる資質を有する者である こと。

(職務)

- 第3条 相談員は、次の職務を行う。
 - (1) 青少年の相談に応じ助言及び指導に当たること。
 - (2) 青少年の地域組織活動の助言及び指導に当たること。
 - (3) 青少年健全育成について、児童委員及び学校と密接に連絡しその機能を助けること。

(任期)

第4条 相談員の任期は、埼玉県青少年相談員の任期に準ずる。

(定数)

第5条 相談員の定数は、教育長が定める。

(職務上の義務)

第6条 相談員は、職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身分上に関する秘密を守り、その職務上の地位を政党又は政治的活動のために利用してはならない。

(桶川市青少年相談員証の携帯)

第7条 相談員は、別記様式の桶川市青少年相談員証を常に携帯し、相談員の自覚を持って行動するものとする。

(解職)

第8条 相談員が、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合若しくは職務を怠った場合等は、教育長は、任期にかかわらず解職することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育 長が定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年2月7日から施行する。